

# 指定（介護予防）通所介護 おうよう園デイサービスセンター 利用契約書

\_\_\_\_\_様（以下「契約者」という）と、おうよう園デイサービスセンター（以下「事業者」という）は、事業者が契約者に対して行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護（以下「指定通所介護（予防）」という）について、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

## 第1条（契約の目的）

事業者は介護保険法令の趣旨に従い、契約者がある能力に応じ可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう、指定通所介護（予防）を提供し、契約者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

## 第2条（契約期間）

- 1 契約期間は、平成 年 月 日から契約者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、契約者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

## 第3条（通所介護（予防）計画の決定・変更）

- 1 事業者は、契約者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、「居宅サービス計画」に沿って生活相談員等に「通所介護（予防）計画」の作成を担当させる。
- 2 事業者はこの「通所介護（予防）計画」の内容を契約者及びそのご家族様に説明し、同意を得た上で署名・捺印を頂く。
- 3 事業者は6ヶ月に1回、もしくは契約者及びそのご家族様の要請に応じて、計画担当の生活相談員等に通所介護（予防）計画について変更の必要があるかどうか調査させ、変更の必要があると認められた場合には、契約者及びそのご家族様と協議の上、通所介護（予防）計画を変更する。
- 4 事業者は通所介護（予防）計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、同意を得た上で署名・捺印を頂く。

## 第4条（通所介護（予防）の提供場所・内容）

- 1 提供場所 おうよう園デイサービスセンター  
所在地 弘前市大字城南5丁目13番地15
- 2 事業者は、第3条で定めた通所介護（予防）計画に沿ってサービスを提供します。

## 第5条（サービス提供の記録の整備と開示）

- 1 事業者は、サービス提供記録を整備し、本契約の終了後2年間保管します。
- 2 事業者は必要に応じて、または申し出があった場合、個人のサービス提供記録の開示を行います。

## 第6条（料金）

- 1 契約者は、利用日にサービス対価として下記に定める利用単位ごとのサービス利用料金を支払う。
- 2 事業者は、契約者から料金の支払いを受けたときは、契約者に対し領収証を発行する。
- 3 次に掲げる費用を徴収する。

- (i) 次条の通常事業実施地域以外に要した交通費は、その実費を次のとおり徴収する。
- 1 通常の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルまで100円追徴。
  - 2 通常の実施地域を越えた地点から片道1キロメートル以上1キロメートル増すごとに100円を追徴

- (ii) 前項のほか次に掲げる費用を利用した場合、実費徴収とする。

※介護保険外サービス

早朝・延長料金（1時間）	¥500-
早朝・延長料金（2時間）	¥1,000-
食事代（朝）	¥240-
食事代（昼）	¥520-
食事代（夕）	¥500-
理・美容代	¥2,000-
岩盤浴代	¥400-

- (iii) 前各項に掲げるもののほか、通所介護（予防）の提供において行事参加費・作品作成費等、お客様が負担することが適当と認められる費用。

	品名	本体価格	1枚あたり
介護用品	介護ウエット	¥646	販売なし
	メディパフラット	¥1,666	¥56
	メディパットL	¥948	¥32
	メディパンツL	¥3,367	¥188
	メディパンツM	¥3,366	¥169
	メディパWガードエアリーL	¥1,158	販売なし
	ライフリー横モレ安心テープ止タイプL	¥3,791	¥223
	ライフリー横モレ安心テープ止タイプM	¥3,791	¥189
	ライフリー横モレ安心テープ止タイプS	¥3,783	販売なし
	ライフリー一晩中安心パットウルトラ	¥4,706	販売なし
医療物品	吸引カテーテル	¥58	
	（経管栄養）イルリガードル	¥419	
	（経管栄養）注入器 20ml	¥110	
	経鼻栄養カテーテル	¥110	
日用品	BOXティッシュ（5個入）	¥444	
	カミソリ（10本入）	¥280	
	歯ブラシ	¥139	
	エチケットライオン	¥237	
	ポリデント	¥734	

- (4) 各費用の支払を受けるに当たってはあらかじめお客様、又はそのご家族様に対してサービスの内容・金額について説明し、お客様の同意を得るものとする。

- (5) 利用料は次の介護報酬上の告示額とする。

通常規模型通所介護利用料金（1割負担） 単位：円

※所要時間 3 時間以上 4 時間未満

利用料		介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
①保険適用	基本サービス費	362	415	470	522	576
	個別機能訓練加算 I	46	46	46	46	46
	入浴加算	50	50	50	50	50
	サービス提供体制加算 I イ	18	18	18	18	18
②自己負担	食材費	520	520	520	520	520
①+②合計(1日)		996	1,049	1,104	1,156	1,210

※所要時間 4 時間以上 5 時間未満

利用料		介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
①保険適用	基本サービス費	380	436	493	548	605
	個別機能訓練加算 I	46	46	46	46	46
	入浴加算	50	50	50	50	50
	サービス提供体制加算 I イ	18	18	18	18	18
②自己負担	食材費	520	520	520	520	520
①+②合計(1日)		1,014	1,070	1,127	1,182	1,239

※所要時間 5 時間以上 6 時間未満

利用料		介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
①保険適用	基本サービス費	558	660	761	863	964
	個別機能訓練加算 I	46	46	46	46	46
	入浴加算	50	50	50	50	50
	サービス提供体制加算 I イ	18	18	18	18	18
②自己負担	食材費	520	520	520	520	520
①+②合計(1日)		1,192	1,294	1,395	1,497	1,598

※所要時間 6 時間以上 7 時間未満

利用料		介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
①保険適用	基本サービス費	572	676	780	884	988
	個別機能訓練加算 I	46	46	46	46	46
	入浴加算	50	50	50	50	50
	サービス提供体制加算 I イ	18	18	18	18	18
②自己負担	食材費	520	520	520	520	520
①+②合計(1日)		1,206	1,310	1,414	1,518	1,622

※所要時間 7 時間以上 8 時間未満

利用料		介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
①保険適用	基本サービス費	645	761	883	1,003	1,124
	個別機能訓練加算 I	46	46	46	46	46
	入浴加算	50	50	50	50	50
	サービス提供体制加算 I イ	18	18	18	18	18
②自己負担	食材費	520	520	520	520	520
①+②合計(1日)		1,279	1,395	1,517	1,637	1,758

介護職員処遇改善加算 I) (基本サービス費+各種加算・減算) ×利用日数×59÷1000 で算出されます。

## 通常規模型通所介護利用料金（2割負担）

※所要時間 3 時間以上 4 時間未満

利用料		介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
①保険適用	基本サービス費	724	830	940	1,044	1,152
	個別機能訓練加算 I	92	92	92	92	92
	入浴加算	100	100	100	100	100
	サービス提供体制加算 I イ	36	36	36	36	36
②自己負担	食材費	520	520	520	520	520
①+②合計(1 日)		1,472	1,578	1,688	1,792	1,900

※所要時間 4 時間以上 5 時間未満

利用料		介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
①保険適用	基本サービス費	760	872	986	1,096	1,210
	個別機能訓練加算 I	92	92	92	92	92
	入浴加算	100	100	100	100	100
	サービス提供体制加算 I イ	36	36	36	36	36
②自己負担	食材費	520	520	520	520	520
①+②合計(1 日)		1,508	1,620	1,734	1,844	1,958

※所要時間 5 時間以上 6 時間未満

利用料		介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
①保険適用	基本サービス費	1,116	1,320	1,522	1,726	1,928
	個別機能訓練加算 I	92	92	92	92	92
	入浴加算	100	100	100	100	100
	サービス提供体制加算 I イ	36	36	36	36	36
②自己負担	食材費	520	520	520	520	520
①+②合計(1 日)		1,864	2,068	2,270	2,474	2,676

※所要時間 6 時間以上 7 時間未満

利用料		介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
①保険適用	基本サービス費	1,144	1,352	1,560	1,768	1,976
	個別機能訓練加算 I	92	92	92	92	92
	入浴加算	100	100	100	100	100
	サービス提供体制加算 I イ	36	36	36	36	36
②自己負担	食材費	520	520	520	520	520
①+②合計(1 日)		1,892	2,100	2,308	2,516	2,724

※所要時間 7 時間以上 8 時間未満

利用料		介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
①保険適用	基本サービス費	1,290	1,522	1,766	2,006	2,248
	個別機能訓練加算 I	92	92	92	92	92
	入浴加算	100	100	100	100	100
	サービス提供体制加算 I イ	36	36	36	36	36
②自己負担	食材費	520	520	520	520	520
①+②合計(1 日)		2,038	2,270	2,514	2,754	2,996

介護職員処遇改善加算 I）（基本サービス費+各種加算・減算）×利用日数×59÷1000 で算出されます。

※ご契約者がまだ介護認定を受けていない場合には、いったんサービス利用料金の全額をお支払い頂きます。そして介護認定を受けた後、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）

※介護保険給付額に変更がある場合には、自己負担額も変更となります。

### 第 7 条（サービスの中止）

- 1 契約者は事業者に対して、サービス提供日の前日午後 5 時 00 分までにサービス中止の連絡をしてください。
- 2 契約者の急な体調不良や急用によるサービス中止に関しては、サービス提供日の朝 8 時 00 分までにご連絡ください。

## 第8条（料金の変更）

- 1 第7条に定めるサービス料金について変更があった場合、事業者は契約者に対して文書で通知することによりサービス利用料金を変更する事ができる。
- 2 事業者は契約者が料金の変更について同意を得た上で署名・捺印を頂きます。
- 3 契約者が料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

## 第9条（契約の終了）

- 1 契約者は事業者に対して、1週間の予告期間を置いて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、契約者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当した場合は、契約者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ② 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に反した場合
  - ③ 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により契約者の身体、財物、信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
  - ④ 他お客様が契約者の身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。
- 3 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 契約者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
  - ② 契約者又はそのご家族様等が事業者やサービス従業者又は他のお客様に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 契約者が介護保険施設に入所した場合
  - ② 契約者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
  - ③ 契約者が死亡した場合

## 第10条（秘密保持）

- 1 事業所の従業員は、サービス提供をする上で知り得た契約者及びそのご家族様に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、契約者またはご家族様からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、契約者またはご家族様の個人情報を用いません。

## 第11条（賠償責任）

事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、事業者の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負う。

## 第12条（健康管理）

事業者は、お客様の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練と健康管理を行う。

## 第13条（緊急時の対応）

サービスの提供時間内に契約者の状態が急変した場合、速やかにご家族様、担当介護支援専門員、主治医に連絡し、必要な措置を講ずるとともに管理者に報告をする。  
但し、受診に伴う費用は（有料タクシー、ヘルパーなど）は個人負担とする。

## 第14条（連携）

事業者は、通所介護（予防）の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。なお、第10条第2項から第4項に基づいて解約通知をする場合は、事前に介護支援専門員に連絡します。

## 第15条（苦情処理）

事業者は、契約者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し迅速に対応します。

## 第16条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意を持って協議する

## 第17条（裁判管轄）

本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、契約者及び事業者は、契約者の住所を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

附記	この契約書は平成12年	4月1日より施行する。
附記	この契約書は平成17年	10月1日より施行する。
附記	この契約書は平成18年	4月1日より施行する。
附記	この契約書は平成19年	4月1日より施行する。
附記	この契約書は平成20年	4月1日より施行する。
附記	この契約書は平成21年	4月1日より施行する。
附記	この契約書は平成22年	4月1日より施行する。
附記	この契約書は平成23年	2月1日より施行する。
附記	この契約書は平成23年	3月1日より施行する。
附記	この契約書は平成24年	4月1日より施行する。
附記	この契約書は平成26年	4月1日より施行する。
附記	この契約書は平成27年	4月1日より施行する。
附記	この契約書は平成27年	8月1日より施行する。
附記	この契約書は平成27年	11月21日より施行する。
附記	この契約書は平成28年	4月1日より施行する。
附記	この契約書は平成29年	9月1日より施行する。
附記	この契約書は平成30年	1月1日より施行する。
附記	この契約書は平成30年	4月1日より施行する。